

令和4年度 第8回埼玉地方最低賃金審議会

日 時 令和5年3月3日（金）午後2時00分～
場 所 埼玉労働局 15階会議室

次 第

1 開 会

2 定足数の確認 公益代表委員 名
労働者代表委員 名
使用者代表委員 名

3 配布資料の確認

3 議 題

(1) 令和4年度埼玉地方最低賃金審議会の運営について

(2) 埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の改正について

(3) その他

資 料

No. 1 埼玉県最低賃金一覧表

No. 2-1 埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表

No. 2-2 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

No. 3 埼玉地方最低賃金審議会公開要綱 改正案

No. 4 令和4年3月4日 埼玉地方最低賃金審議会申し合わせ

埼玉県の最低賃金

令和4年11月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	987円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和4年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	1,006円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、以下の者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和4年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円		
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円		
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	1,022円		
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	1,018円		

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署

埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表

（日本標準産業分類の小分類による）

件名	適用業種	
非鉄金属製造業	E 2 3 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
	E 2 3 2	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	E 2 3 3	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）
	E 2 3 4	電線・ケーブル製造業
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E 2 8 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 8 電子部品・デバイス・電子回路、製造業）
	E 2 8 1	電子デバイス製造業
	E 2 8 2	電子部品製造業
	E 2 8 3	記録メディア製造業
	E 2 8 4	電子回路製造業
	E 2 8 5	ユニット部品製造業
	E 2 8 9	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	E 2 9 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 9 電気機械器具製造業）
	E 2 9 1	発電用・送電用・配電用・配電用電気機械器具製造業
	E 2 9 2	産業用電気機械器具製造業
	E 2 9 3	民生用電気機械器具製造業
	E 2 9 4	電球・電気照明器具製造業
	E 2 9 5	電池製造業
	E 2 9 6	電子応用装置製造業
	E 2 9 7	電気計測器製造業（但し、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）
	E 2 9 9	その他の電気機械器具製造業
	E 3 0 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 0 情報通信機械器具製造業）
	E 3 0 1	通信機械器具・同関連機械器具製造業
	E 3 0 2	映像・音響機械器具製造業
	E 3 0 3	電子計算機・同付属装置製造業
L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 8・2 9・3 0に分類されるものに限る）	
輸送用機械器具製造業	E 3 1 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）
	E 3 1 1	自動車・同附属品製造業
	E 3 1 2	鉄道車両・同部分品製造業
	E 3 1 3	船舶製造・修理業、船用機関製造業
	E 3 1 4	航空機・同附属品製造業
	E 3 1 9 1	自転車・同部分品製造業
L 7 2 8 2	純粋持株会社（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	E 2 7 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 7 5に分類されるものに限る。）
	E 2 7 5	光学機械器具・レンズ製造業
	E 3 2 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 2 3に分類されるものに限る。）
	E 3 2 3	時計・同部分品製造業
L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 7 5・3 2 3に分類されるものに限る。）	
各種商品小売業	I 5 6 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（5 6に分類されるものに限る。）
	I 5 6 1	百貨店、総合スーパー
	I 5 6 9	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（5 6 1・5 6 9に分類されるものに限る。）
自動車小売業	I 5 9 0	管理, 補助的経済活動を行う事業所（5 9 1に分類されるものに限る。）
	I 5 9 1	自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（5 9 1に分類されるものに限る。）

特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和5年2月 作成

特定(産業別)最低賃金名	適用使用者数(人)	適用労働者数(人)
非鉄金属製造業	168	4,690
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械 器具製造業	1,355	35,360
輸送用機械器具製造業	845	47,200
光学機械器具・レンズ、時計・同 部分品製造業	144	3,490
各種商品小売業	146	19,550
自動車小売業	2,616	21,350

資料出所：平成28年経済センサス-活動調査を基礎として、その後の統計調査等により把握された、事業所の廃止・労働者数の増減等を反映した、「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団DB（令和2年次フレーム）による集計）」

埼玉地方最低賃金審議会公開要綱 新旧対照表

改正（案）	現行	備考
<p>(目的) 第1条 この要綱は、埼玉地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の公開に関し埼玉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。</p> <p>(公開) 第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。</p> <p>(開催) 第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日）に、埼玉労働局のホームページに掲載する。 ただし、審議会等の開催決定から開催までが10日に満たない場合は、開催が決定され次第掲載するものとする。</p> <p>(傍聴の申込み) 第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直後の閉庁日）までに、<u>郵送又は電子メール</u>により労働基準部賃金室あて申込むものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(人数等) 第5条 傍聴者は、原則として5名とする。 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。 3 抽選結果については、当選者に<u>電話又は電子メール</u>で通知する。 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、<u>本人</u>の介助者についてはこれを認める。</p> <p>(傍聴人名簿の作成) 第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。</p> <p>(遵守事項) 第7条 <u>(削除)</u> 傍聴人は、審議会等の開始の5分前までに、傍聴人席に着席するものとする。 <u>2</u> 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、埼玉地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の公開に関し埼玉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。</p> <p>(公開) 第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。</p> <p>(開催) 第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日）に、埼玉労働局のホームページに掲載する。 ただし、審議会等の開催決定から開催までが10日に満たない場合は、開催が決定され次第掲載するものとする。</p> <p>(傍聴の申込み) 第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直後の閉庁日）までに、<u>はがき、電子メール又はファクシミリ</u>により労働基準部賃金室あて申込むものとする。 <u>2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。</u> <u>ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。</u></p> <p>(人数等) 第5条 傍聴者は、原則として5名とする。 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。 3 抽選結果については、当選者に<u>電話、電子メール又はファクシミリ</u>で通知する。 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、<u>前条に規定する</u>介助者についてはこれを認める。</p> <p>(傍聴人名簿の作成) 第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。</p> <p>(遵守事項) 第7条 <u>傍聴者には、傍聴整理券を発行する。</u> <u>2 傍聴人は、審議会等の開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。</u> <u>3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。</u></p>	<p></p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p></p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p></p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

(是正を求める措置)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長又は部会長（以下「会長等」とする。）からは是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

(審議会等の一部非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長等は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係者の傍聴)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めるものとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

(議事録及び議事要旨の作成)

第11条 運営規程第7条第1項及び部会運営規程第8条第1項に基づく議事録（以下「議事録」という。）及び運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく議事要旨（以下「非公開の場合の議事要旨」という。）については、速やかに作成するものとする。

(時間を要する場合の措置)

第12条 議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、速やかに議事要旨を作成し、公開するものとする。

(議事録等の公開方法)

第13条 運営規程第7条第2項及び部会運営規程第8条第2項に基づく議事録及び会議の資料の公開並びに運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく非公開の場合の議事要旨の公開の方法は、労働基準部貸金室において一般の閲覧等の利用に供するほか、埼玉労働局のホームページに電子媒体を掲載するものとする。

2 前条に基づき作成した議事要旨の公開方法についても前項と同様の方法によるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長等が定める。

附 則

平成16年5月20日施行

令和2年10月1日改定

令和●年●月●日改定

(是正を求める措置)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長又は部会長（以下「会長等」とする。）からは是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

(審議会等の一部非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長等は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係者の傍聴)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めるものとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

(議事録及び議事要旨の作成)

第11条 運営規程第7条第1項及び部会運営規程第8条第1項に基づく議事録（以下「議事録」という。）及び運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく議事要旨（以下「非公開の場合の議事要旨」という。）については、速やかに作成するものとする。

(時間を要する場合の措置)

第12条 議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、速やかに議事要旨を作成し、公開するものとする。

(議事録等の公開方法)

第13条 運営規程第7条第2項及び部会運営規程第8条第2項に基づく議事録及び会議の資料の公開並びに運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく非公開の場合の議事要旨の公開の方法は、労働基準部貸金室において一般の閲覧等の利用に供するほか、埼玉労働局のホームページに電子媒体を掲載するものとする。

2 前条に基づき作成した議事要旨の公開方法についても前項と同様の方法によるものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長等が定める。

附 則

平成16年5月20日施行

令和2年10月1日改定

(変更)

(追加)

特定最低賃金の審議について（ガイドライン）

埼玉県の特定最低賃金（以下「特賃」という。）は、地域別最低賃金（以下「地賃」という。）との金額差が縮小しており、改定の必要性の有無の判断が審議スケジュールに影響を与えるまでになっている。

については、特賃の必要性の有無の判断に当たって、下記の点を踏まえて調査審議を行うこととする。

また、地賃の水準や産業構造の変化等の影響に鑑み、この申し合わせも含めて、特賃について、引き続き誠実に協議を行うこととする。

1 各年度における特賃の改定の必要性の有無について

- (1) 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際、当該申出にかかる労使協定の企業内最低賃金の最低額（以下、「最低協定額」という。）が、前年度の申出にかかる最低協定額よりも1円以上引き上げられていた場合は、申出のあった特賃は改定の必要性有の方向で審議する。
- (2) 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際に、最低協定額が前年度の最低協定額と同額以下だった場合は、当該年度から起算して3年間については、改定の必要性有の方向で審議する。

2 特賃額改定の目安

改定額は、社会情勢を踏まえて、「企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況」、「地賃の引上げ額」、「鉱工業生産指数等による理論値」等を目安としつつ検討する。

以上